

製品安全の潮流と流通事業者に 求められる役割

平成27年10月

経済産業省 商務流通保安グループ

製品安全課

目次

1. 経済産業省の製品安全施策の全体像
 2. 製品事故の未然防止～法律による事前規制～
 3. 製品事故の未然防止～経年劣化対策～
 4. 製品事故被害の拡大防止～リコール対応～
 5. 事業者の自主的取組の促進
 6. 流通事業者の役割
 7. 製品安全対策優良企業表彰
 8. 消費者への情報提供
- 参考. 製品安全をめぐる動きと最近の製品事故の発生状況

1. 経済産業省の製品安全施策の全体像

製品事故の未然防止

製造・輸入時

法律による事前規制 (4,5p)

- 技術基準適合義務等
 - 規制品目の追加
 - 規制品目の技術基準改正



ライター



LEDランプ



乳幼児用ベッド

- 技術基準体系の見直し
仕様規定から「性能規定」へ

経年劣化対策 (6,7p)

- 標準使用期間等の表示義務
 - 長期使用製品安全表示制度
- 長期使用製品の点検実施義務等
 - 長期使用製品安全点検制度

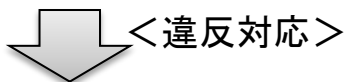


規制品目の追加、技術基準改正

販売時

技術基準違反への対応

- 販売時PSマーク表示義務等
 - 試買テスト(技術基準適合確認)
 - 立入検査 等



<違反対応>



- ✓ 製品の販売・出荷停止、自主回収
- ✓ 「表示の禁止」「改善命令」
- ✓ 「危険等防止命令」等



被害の拡大防止

使用时

重大製品事故情報の収集・公表

- 重大製品事故の報告義務
 - 重大製品事故情報の公表
 - 事故原因の究明調査



<リコール対応> (8~10p)

- ✓ リコール(製品回収等)指導
- ✓ リコールフォローアップ
- ✓ 「危害防止命令」

消費者への情報提供 (18~20p)

- 製品安全セミナー、イベント等の開催
- リーフレット、チラシ等の配布
- テレビ、ラジオ等での注意喚起 等

注意喚起

再発防止

サプライチェーン全体（製造・輸入・流通・販売事業者等）の自主的取組を促進

(11~17p)

○リスクアセスメントの促進

○サイト運営事業者の違反対応協力

○流通事業者のリコール協力の促進

○製品安全対策優良企業表彰

2-1. 製品安全4法の事前規制

- 製品安全4法では、危害発生のおそれがある製品を指定し、製造・輸入事業者に対して国が定めた技術基準の遵守を義務付け。
- 製造・輸入事業者は、技術基準適合義務（自主検査）を履行し、技術基準を満たした製品にPSマークを表示（○PSマーク）。
- 危害発生のおそれが高い特別特定製品等（◇PSマーク）については、自主検査に加え、国に登録した検査機関の適合性検査を受検。

消費生活用製品安全法（10品目）



ライター、レーザーポインタ、乳幼児ベッド、石油ストーブ

電気用品安全法（457品目）



LEDランプ、延長コード、エアコン、冷蔵庫、電子レンジ等

ガス事業法（8品目）



ガス瞬間湯沸器、ガスこんろ、ガスふろがま 等

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（16品目）



国が指定品目・
技術基準を規定



事業開始の届出

技術基準適合義務



登録検査機関
において適合
性検査を受検

義務を履行した製品に
PSマークを表示

PSマークがない製品
の販売・陳列を禁止

2-2. 製品安全4法の指定品目とPSマーク

○販売事業者等はPSマーク表示がない製品を販売・陳列してはならない。

<指定品目数>

●消安法(10品目)



4品目



6品目

●電安法(457品目)



116品目



341品目

●ガス事業法(8品目)



4品目



4品目

●液石法(16品目)



7品目



9品目

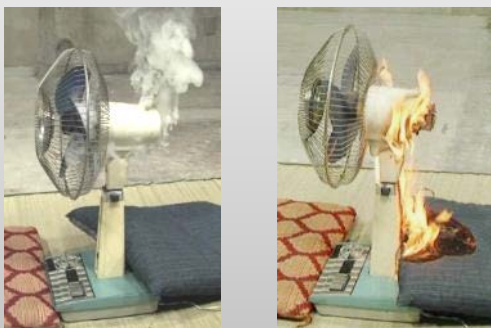
身の回りにおけるPSマークが表示された製品の例示



3-1. 経年劣化対策(長期使用製品安全表示制度)

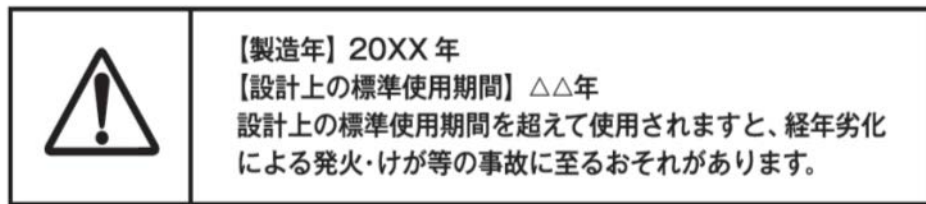
- 製造・輸入事業者に対して、経年劣化の事故が多い扇風機、エアコン、洗濯機などの製品に、「**製造年**」、「**設計上の標準使用期間**」等を表示することを義務付けて、消費者に注意を喚起。
- 販売事業者に義務はないが、表示の有無等を確認することが求められる。

古い扇風機による事故



40年以上の使用によってコンデンサーの絶縁性能が低下し内部がショートして出火。

表示サンプル

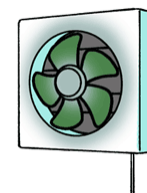


対象製品【6品目】 経年劣化の事故が多い製品

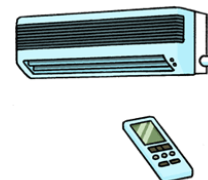
平成21年4月以降に販売した製品が対象



扇風機



換気扇



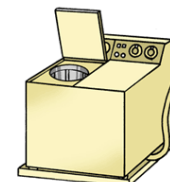
エアコン



ブラウン管テレビ



全自動洗濯機



2槽式洗濯機

3-2. 経年劣化対策(長期使用製品安全点検制度)

○製造・輸入事業者の義務

- ・特定保守製品に「設計上の標準使用期間(安全に使用できる期間)」を設定
- ・登録された所有者情報の管理
- ・点検時期の到来を所有者に通知
- ・所有者の依頼に応じて製品を点検 等

○販売事業者等の義務

特定保守製品を購入者(所有者)に引き渡す際に、製品に同梱されている所有者票の記載内容を説明。

所有者の承諾があれば、販売者が所有者票を代行記入し投函することが可能。

特定保守製品【9品目】

平成21年4月以降に販売した製品が対象



ビルトイン式電気食器洗機



浴室用電気乾燥機



屋内式ガス瞬間湯沸器
(都市ガス用/プロパンガス用)



屋内式ガスふろがま
(都市ガス用/プロパンガス用)



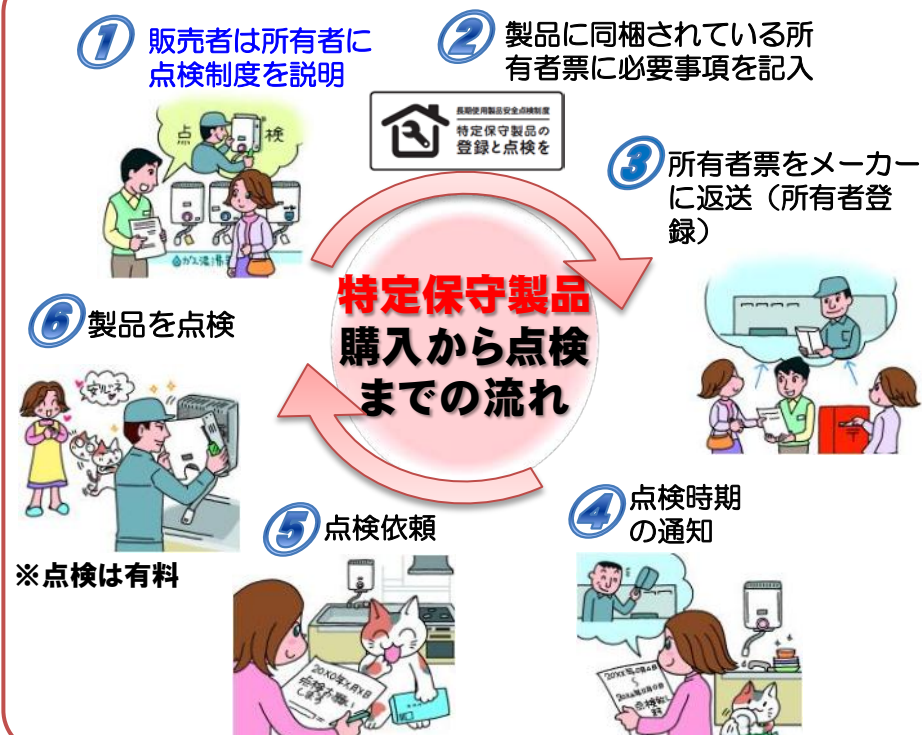
石油給湯機



石油ふろがま



FF式石油温風暖房機



4-1. 消費生活用製品におけるリコールの実施

- 製造・輸入事業者は、製品事故の発生又は事故の兆候を発見した段階で、自主リコールを実施。平成26年度は、新たに115件のリコールを開始。
- 製造・輸入事業者は、「リコール開始届出」を経済産業省に提出し、新聞への社告やチラシの配布等を行ってリコール情報を消費者に周知。
- 販売時事業者等は、製造・輸入事業者が行うリコールに協力する責務がある。

リコール開始件数	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
重大事故契機	52	45	22	18	21	17	17	24
非重大事故契機	127	120	108	109	92	74	99	91
計	179	165	130	127	113	91	116	115

* 重大製品事故契機のリコールについては、経済産業省からもプレス公表を実施

リコール社告の新聞掲載事例

対象商品
型番の表示位置
商品背面の床から5cmのところにシールがあります。

■お問い合わせ窓口
[社名] [ダイヤル]

■電話受付時間／午前9時～午後5時
*1月6日までは休まず受付致します。1月7日からは土、日、祝日は除きます。



ハロゲンヒーターを回収します

平素は弊社商品をご愛顧賜り厚くお礼申し上げます。
さて、二〇二二年八月から弊社「[製品名]」が販売致しましたハロゲンヒーターの[部機種]において内部の部品が発熱し発煙、焼損の恐れがあることが判明致しました。

つきましてはおお客様の安全を期するため、また事故防止の観点から、当該機種をお持ちのお客様は直ちに使用を中止していただき、お手数ですが、謹んでお願い申し上げます。

お客様には多大なご迷惑をおかけ致しますことを心よりお詫言申し上げます。

平成十九年十二月二十日
発売元 (株) [社名]
輸入元 (株) [社名]



リコールチラシの事例

4-2. リコール対策の強化～効果的なリコール手法の開拓～

- リコールを実施しているが、回収等が行われていないリコール未対策品による事故が再発しており重大な課題。
- 本年度、リコール回収率が低い製品について、原因を徹底的に分析するとともに、**効果的なリコール手法等を見出し、新たにハンドブックに盛り込む。**

リコール実施上の課題

- リコール回収率が低い製品が多い。
- リコール品の所在が特定できない。
- リコール情報が所有者に届かない。
- 所有者がリコール対応に係る手間を敬遠(自宅で使用中の製品の型番の確認や書類の返送など)。



新たに効果的なリコール手法が必要

重大製品事故が再発しているリコール未対策品

会社名	製品名	重大製品事故件数
(株)ノーリツ	石油給湯機	94件
パナソニック(株)	電気こんろ	50件
TOTO(株)	石油給湯機	37件
(株)長府製作所	石油ふろがま	45件
(株)千石	電子レンジ	35件
富士工業(株)	電気こんろ	28件
日立アプライアンス(株)	電気こんろ	25件
小泉成器(株)	電子レンジ	26件
アップルジャパン合同会社	携帯型音楽プレーヤー	23件
長州産業(株)	石油給湯機	19件

(注)平成19年以降、平成26年度末までに発生した重大製品事故件数

最近のリコール未対策品による重大製品事故

平成25年2月、長崎県のグループホームで、リコール中の加湿器を火元とする火災が発生して5名が死亡。平成25年3月に、経済産業省はTDK(株)に対して、法に基づく危害防止命令を発動。



4-3. リコールハンドブックの改訂

リコールハンドブック

○リコールに関して事業者が日頃から取り組んでおくべき対策や、製品事故等が確認された際の迅速かつ的確な対応など、基本的な考え方や手順を解説した手引(平成19年発行、平成22年改訂)。

○本年度、改訂予定。



新たな手法の
盛り込み等

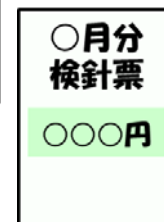
消費者への様々な伝達手法

従来から活用されている手法

- ダイレクトメール
- 電話、電子メール
- テレビ放送やラジオ放送
- 新聞の折込みチラシ
- 自社のホームページ
- 自治体、消費生活センター等の広報誌

最近活用され始めた手法

- 公共サービス等の活用
- 運送会社による消費者への直接訪問
- 「町の電器屋さん」等との新たな取組
- 家電量販店やポイント会社、クレジット会社等が保有する購入履歴の活用



5-1. サプライチェーン全体での対応

- 近年、市場のグローバル化がますます進展し、あらゆる製品が国境を越えて世界中に流通。日本にも中国製をはじめ海外製品の輸入が増加。
- また、製品の流通・販売形態も多様化し、インターネットで世界中から商品を購入できる時代。



- 製造・輸入事業者に加えて、**流通、卸、販売、設置といったサプライチェーンを構成する事業者全体**、さらには関係の業界、事業者を含めて製品安全に自主的に取り組むことが求められる時代。

製品安全4法制定時(昭和30~40年代)



国内製造事業者が法に基づく義務を履行



現在



サプライチェーンを構成する事業者全体、関係の事業者で製品の安全を確保

5-2. 事業者の自主的取り組みの促進

○ 事業者が行う製品安全の自主的な取り組みをサポートするため、消費生活用製品を取り扱う製造・輸入事業者、流通事業者向けに、製品安全に関する様々なハンドブック等を作成し周知。

リコールハンドブック

□ リコールに対して事業者が日頃から取り組んでおくべき対策や、製品事故等が確認された際の迅速、的確な対応など、基本的な考え方や手順を解説。(平成19年発行、平成22年改訂)

リスクアセスメント・ハンドブック

□ 基礎知識編では、安全な製品を供給するため、事前に製品安全に関するリスクの把握と評価を行うリスクアセスメントの手法と考え方を紹介。(平成22年発行)
□ 実務編では、リスクアセスメントの本格的な導入のステップや具体的手法について、事例を紹介しながら解説。(平成23年発行)

製品安全に関する事業者ハンドブック

□ すべての事業者を対象に、製品安全に関する自主的な取組を促進するため、取り組むべき推奨事項とその解説。好取組事例や法令、国際規格などの最新情報も紹介。(平成24年発行)



6-1. 流通事業者に期待される役割

- 産業構造審議会 流通部会 報告書(平成24年9月)において、流通事業者が製品安全に果たす役割が重要視されるとの報告がなされた。

産業構造審議会流通部会報告書(抜粋)

従来、製品安全は製造事業者や輸入事業者の責任であるとされてきた。しかし、消費者の安全・安心に対する要望の高まりとともに、流通事業者は、製造事業者や輸入事業者の責任を前提としつつも、直接消費者に対して、商品に関する情報を提供する立場にあり、また製造・輸入事業者と消費者を繋ぐ重要な位置にいることから、製品安全に果たす役割が重要視されつつあるところである。

* 産業構造審議会流通部会: 経済産業大臣の諮問に応じ、流通分野に関する重要事項を調査審議する部会

- 消費者委員会から経済産業大臣に対して、販売事業者の具体的、効果的なリコールの実施方法等の検討を行うよう建議がなされた(平成25年2月)。
- 経済産業省は、対策の実施状況を消費者委員会に報告(平成25年8月)

消費者事故未然防止のための情報周知徹底に向けた対応策についての建議(抜粋)

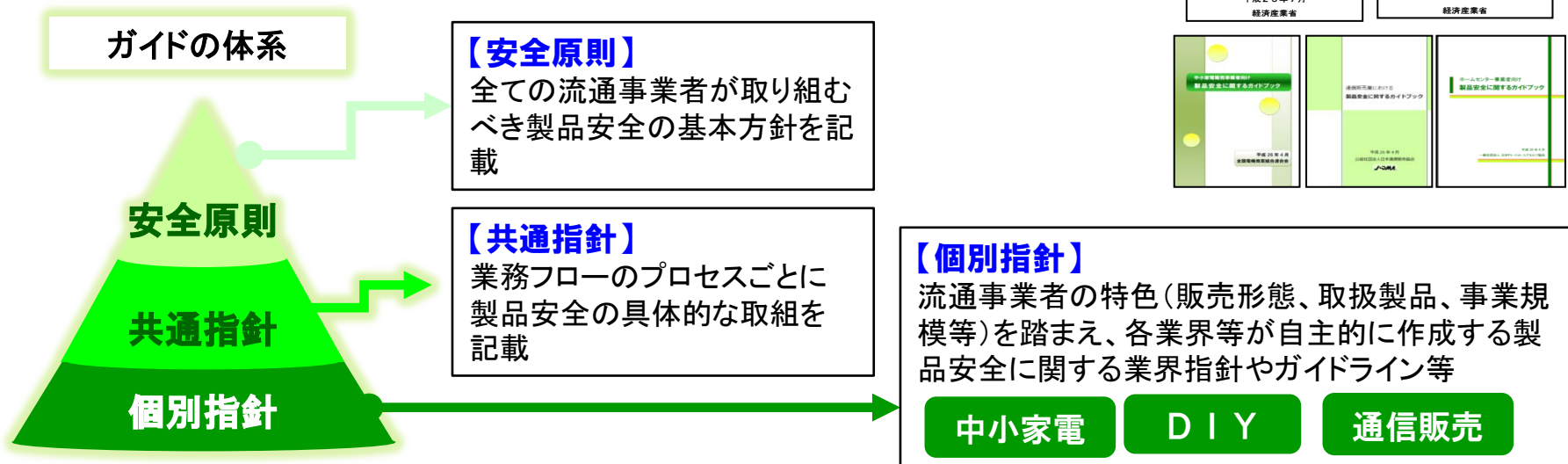
経済産業省は、販売事業者等の実態をより調査し、リコール対象製品を購入した消費者への情報提供に係る消費生活用製品安全法に定められた義務等の具体的かつ効果的な実施方法について検討を行うこと。

* 消費者委員会: 内閣府に設置され、消費者問題について調査審議し、建議等を行う機関

6-2. 流通事業者の取組の強化～ガイドの策定等～

- 消費者の安全・安心に対する要望の高まりとともに、**流通事業者は、直接消費者に対して、商品に関する情報を提供する立場**にあり、また製造・輸入事業者と消費者を繋ぐ重要な位置にいることから、**流通事業者が製品安全において果たす役割が重要視されている**。
- こうしたことを踏まえ、**流通事業者に対する製品安全の自主的な取組強化を要請**。具体的には、平成25年に流通事業者向けのガイドを策定。業界団体では個別指針を策定する動きも出ている。

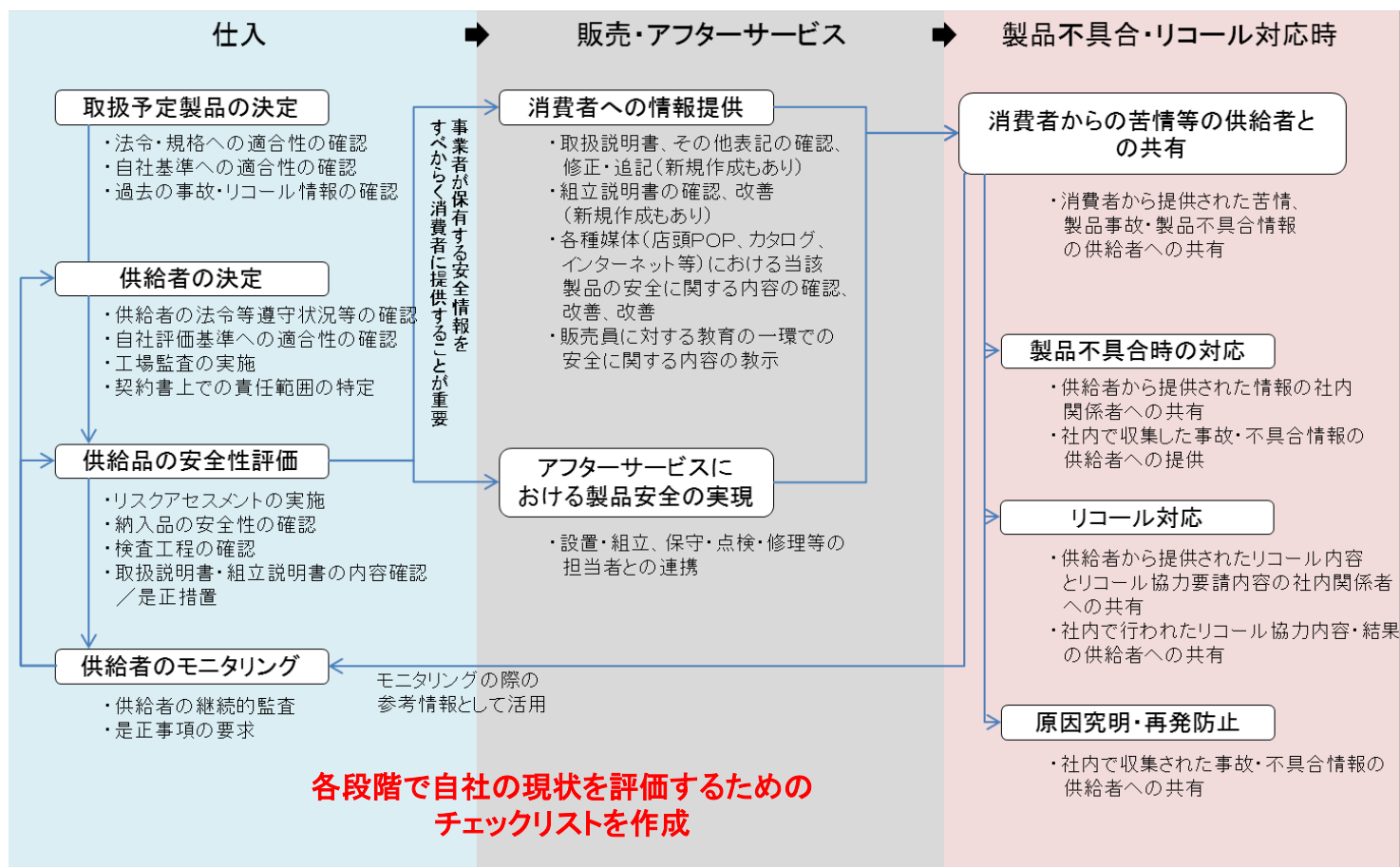
- **流通事業者の自主的な取組を促すため、製品安全における原則と指針を示した「製品安全に関する流通事業者向けガイド」を策定し公表**



6-3. 流通事業者向けの製造事業者、商品選定のチェックリスト

- 平成26年度新たに「**マーチャンダイザー・バイヤー向けチェックリスト**」を策定。
- 流通事業者内で製品を仕入れ・調達するマーチャンダイザー、バイヤー向けに、**製造事業者の選定や製品の安全性の評価を行うために確認**すべき項目や、確認方法についてまとめたもの。

業務プロセス毎のマーチャンダイザー・バイヤーに望まれる役割の全体像(モデル)

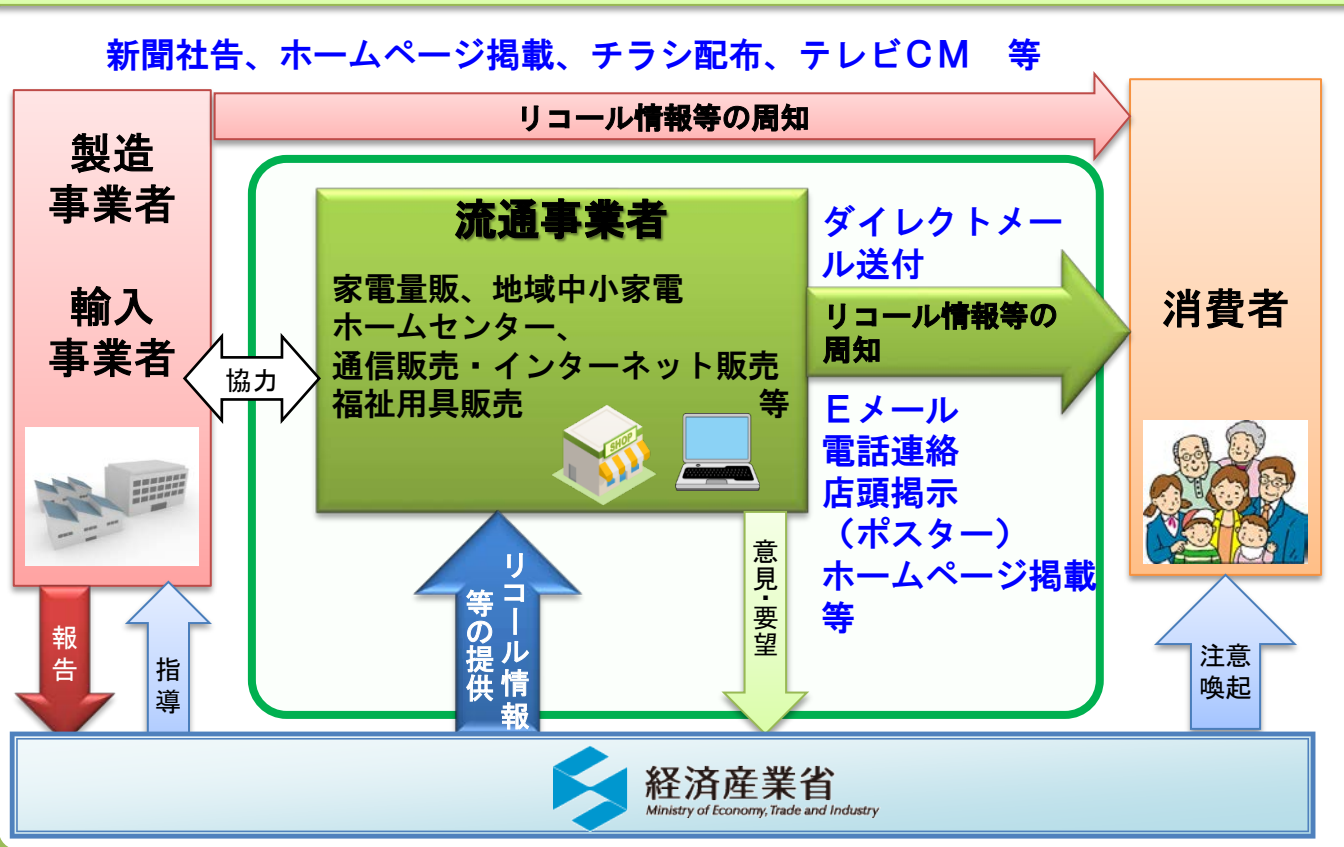


各流通業界へ活用を要請

6-4. 流通事業者のリコール協力の取組

- 製造・輸入事業者から報告されたリコール情報を、経済産業省から流通事業者団体等に提供し、販売事業者経由で消費者に届けるスキームを構築し運用。

流通事業者とのリコール協力体制



【協力団体】

(平成26年7月現在)

- ①大手家電流通協会
- ②全国電機商業組合連合会
- ③日本DIY協会
- ④日本通信販売協会
- ⑤日本福祉用具・生活支援用具協会
- ⑥日本福祉用具供給協会
- ⑦Amazon.co.jp
- ⑧日本リユース機構
- ⑨ジャパン・リサイクル・アソシエーション
- ⑩日本チェーンストア協会

7. 製品安全対策優良企業表彰

- 平成19年度に開始され、平成27年度で9回目となる本表彰では、製品安全に積極的に取り組んでいる製造事業者、輸入事業者、小売販売事業者を企業単位で広く公募し、経済産業大臣賞、商務流通保安審議官賞等の形で、「製品安全対策優良企業」として表彰。
- 平成27年度は「ニッポンのものづくりに、安全を超えた安全を。」というキャッチフレーズの下、製品安全の取組が、国内外における自社製品や自社の信頼性向上、競争力強化に繋がるということを積極的にPR。

ニッポンのものづくりに、安全を超えた安全を。

経済産業省では、製品安全に取り組む事業者を募集し、表彰しています。あなたの会社の製品安全対策をご紹介します。

募集中

ニッポンの製品安全対策を、もっと世界へ。
製品安全対策優良企業表彰

2015/5/25 MON ▶ 7/27 MON

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

前回平成26年度の受賞企業

経済産業大臣賞		
■ 大企業 製造・輸入事業者部門 YKK AP株式会社 所在地：東京都千代田区 事業内容：日用雑貨、インテリア、その他アムニタリ製品の設計、製造、販売および販売	■ 中小企業 製造・輸入事業者部門 アキュフェーズ株式会社 所在地：神奈川県鎌倉市 事業内容：楽器製作・修理、楽器用音響機器の開発・製造・販売	■ 中小企業 小売販売事業者部門 株式会社ダイワ 所在地：大阪府堺市 事業内容：各地域の店舗から選んだ漁獲物
商務流通保安審議官賞		
■ 大企業 製造・輸入事業者部門 株式会社ニトリホールディングス 所在地：東京都北区 事業内容：家具・インテリア製品の企画・開発、製造・販売および卸売、家具チェーン、トラックコンピュータシステム	■ 中小企業 製造・輸入事業者部門 京高電機株式会社 所在地：東京都中央区 事業内容：業務用電機製品の設計、製造	■ 中小企業 小売販売事業者部門 株式会社カイノ電器 所在地：山形県酒田市 事業内容：家庭用電化製品、自作製品の販売、修理、サービス実施
優良賞		
■ 大企業 製造・輸入事業者部門 株式会社バンダイナムコゲームス 所在地：東京都練馬区 事業内容：玩具・ゲーム機・ゲームソフトの開発・製造・販売	■ 大企業 製造・輸入事業者部門 ヤマトインターナショナル株式会社 所在地：大阪府大阪市 事業内容：文具・文房具・事務用品の開発・製造・販売	■ 大企業 製造・輸入事業者部門 株式会社LIXIL 所在地：東京都中央区 事業内容：建築用建材・衛生器具の開発・製造・販売
■ 大企業 小売販売事業者部門 ジューンショップチャンネル株式会社 所在地：東京都中央区 事業内容：テレビ放送、番組制作、インターネット配信番組制作・配信	■ 中小企業 製造・輸入事業者部門 株式会社ペルーナ 所在地：埼玉県川口市 事業内容：コクサ、ソーラーパネルの開発・製造・販売	■ 中小企業 製造・輸入事業者部門 株式会社エンジニア 所在地：大阪府大阪市 事業内容：作業用工具の開発、製造
■ 大企業 小売販売事業者部門 株式会社UL Japan 所在地：東京都中央区 事業内容：文具・文房具の開発・製造・販売	■ 大企業 製造・輸入事業者部門 株式会社UL Japan 所在地：東京都中央区 事業内容：文具・文房具の開発・製造・販売	■ 大企業 製造・輸入事業者部門 株式会社UL Japan 所在地：東京都中央区 事業内容：文具・文房具の開発・製造・販売
特別賞		
■ 大企業 製造・輸入事業者部門 カイハブ産業株式会社 所在地：東京都中央区 事業内容：文具・文房具の開発・製造・販売	■ 大企業 製造・輸入事業者部門 地方独立行政法人産業文化政策研究センター 所在地：東京都中央区 事業内容：中小企業支援政策研究・調査・研究	■ 大企業 製造・輸入事業者部門 ヤマトマルチメンダテンスソリューションズ株式会社 所在地：東京都中央区 事業内容：文具・文房具の開発・製造・販売

8-1. 消費者への働きかけの強化

- 平成19年より、毎年11月に実施している製品安全総点検週間を、今年度より製品安全総点検「月間」とし、事業者とも連携して、SNSなど新しい手段も活用しながら、消費者への働きかけを効果的に行うための様々な情報提供・周知活動を行う。

経済産業省

- HPや政府インターネットテレビ等による情報提供
- 小学生を対象とした製品安全教育の実施
- 消費者向けの製品安全セミナーを開催
(平成27年度は、全国14カ所程度で開催予定)
- 各省等と連携した周知活動の実施
 - ・小学校向け(文部科学省、NITEと連携)
 - ・消防署向け(消防庁と連携)
 - ・福祉施設向け(厚生労働省と連携)
 - ・高齢者向け(全国電商連と連携)



NITE

- プレスリリースの実施
 - ・ウォーターサーバーによる事故防止
 - ・自転車による子供の事故防止
- 動画、ポスターによる注意喚起を実施



- ◆ 製品安全総点検月間における、事業者と連携した消費者への総点検キャンペーンの展開
- ◆ 映像やSNSを活用した消費者への注意喚起の充実
- ◆ 事業者の安全対策の「見える化」をはかる



8-2. 消費者への情報提供・注意喚起

- 製品の安全が持続的に確保される安全・安心な社会の構築を目指して、消費者に対する積極的な情報提供・注意喚起を実施。
- 製品安全への理解を深めるため、事業者及び業界団体とも連携し、全国で周知イベント等を開催。

! 洗濯機が
ガタついている

! エアコンから
水が漏れる

! 湯沸かし器の
火がつきにくい

! ヒーターの
温風がくさい

! 扇風機の首が
回りにくい

アレッ!?

身の回りの製品で
こんな症状が
出ていませんか?

製品安全総点検月間 11月1日 ▶ 11月30日
製品安全ガイド

製品にも寿命があり、古くなったら点検や買替えが必要です。
異常を感じたら、まずはメーカーや販売店に相談しましょう。

経済産業省

各種メディアでの情報提供

- ・重大事故報告・公表制度のプレスリリース
- ・リコール情報のホームページ掲載
- ・マスメディアを通じた広報活動

周知イベントの開催

○消費者向け製品安全セミナー

- ✓ 消費者等に製品の安全について周知するため、全国で製品安全セミナーを開催。現在までの参加者は、延べ21,600人。
- ✓ 平成27年度は全国14カ所でセミナーを実施。

○製品安全総点検月間

- ✓ 毎年11月に「製品安全総点検月間」を設け、経済産業省、NITE等において全国的に広報活動を展開。
- ✓ 平成27年度は、11月を総点検「月間」とし、12日に総点検セミナー等を開催予定。
- ✓ 周知ポスターを作成し、量販店や公共交通機関(東京メトロ、東京モノレール、羽田空港等)に掲示。

「製品安全総点検月間」周知ポスター
平成27年11月に掲示

8-3. 小学生に対する製品安全教育

- 小学校高学年の児童を対象として、製品安全を確保するための、製造・輸入事業者、販売事業者、使用者のそれぞれの役割や、安全を示すマークの意味などを学ぶことのできる教材を開発。
- 外部講師による出前授業だけではなく、小学校教師が自ら授業を行う方式での普及を目指し、教員向けの手引きも作成。
- 27年度は、更なる普及を目指し、教育委員会や消費者団体等への働きかけを実施。

タイトル	安全な生活を求めて(製品安全教育)
位置づけ	「特設する安全学習」(東京都教育委員会 安全教育プログラムより)
目的・育てたい資質能力	我々の生活は、多くの製品によって豊かで便利なものとなっている。しかし、100%安全な製品は存在していない。製造事業者、販売事業者、使用者がそれぞれの役目をきちんと果たすことにより製品の安全性は確保され、豊かな生活を営むことができる。そのことに気づき、体験とともに学び、まとめ、共有することで、家庭生活において製品安全に貢献できる児童の育成を目指す。
実施時期	2014年12月13日～2015年1月23日(体験学習を含め全5回) ※1時限から開講可能
対象者	葛飾区立新宿小学校 5～6年生(約75名)



參考資料

参考－1. 製品安全をめぐる主な動き

- 昭和36年 電気用品取締法制定
昭和43年 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液石法)制定
昭和45年 ガス事業法制定
昭和48年 消費生活用製品安全法(消安法)制定
- 平成 6年 7月 製造物責任法(PL法)制定
平成13年 4月 電気用品安全法(電安法)施行(旧電気用品取締法改正)
- 平成17年11月 旧松下電器産業(株)製温風暖房機に係る緊急命令発動
平成18年 3月 電安法の経過措置期間終了に伴うPSE騒動の発生
平成18年 8月 パロマ工業(株)製ガス瞬間湯沸器に係る緊急命令発動
平成19年 5月 「重大事故情報報告・公表制度」創設(消安法改正)
- 平成21年 4月 「長期使用製品安全点検・表示制度」創設(消安法改正)
平成21年 9月 消費者庁設置、消費者安全法施行
平成24年 10月 消費者安全調査委員会(事故調)設置
平成25年 3月 TDK(株)製加湿器に係る危害防止命令発動
平成26年 1月 電気用品の技術基準省令の全部改正(性能規定化)

参考-2. 過去の重大な製品事故と対応

- 消費生活用製品の欠陥により、重大製品事故が生じた場合や、一般消費者の生命又は身体に重大な危害が発生し、又は発生する緊迫した危険がある場合において、当該被害の発生及び拡大を防止のために、経済産業省は製造・輸入事業者に対し、当該消費生活用製品の回収を図ることなどの必要な措置をとるよう命じることができ、これまで以下の様な対応の事例あり。

(1) 松下電器産業製石油温風暖房機による一酸化炭素中毒死亡事故

昭和60年から平成4年に製造した松下電器産業(株)製の石油温風暖房機による一酸化炭素中毒事故が、平成17年1月から4月に3件発生して1名が死亡。同社はリコールを実施したが、同年11月に新たに1件の事故が発生し1名が死亡。

- ・平成17年11月、松下電器産業に対して、消安法に基づく緊急命令を発動。

(2) パロマ工業製ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒死亡事故

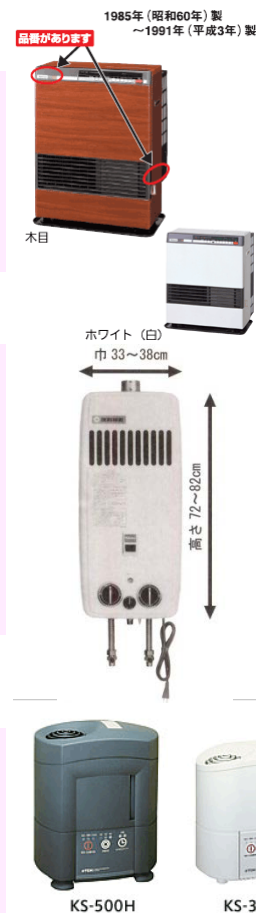
昭和55年から平成元年に製造されたパロマ工業製の半密閉式ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故が、昭和60年から平成17年に28件発生し21名が死亡。安全装置が不正改造されたことにより不完全燃焼が起こったことが原因。

- ・平成18年8月、パロマ工業に対して、消安法に基づく緊急命令を発動。
- ・平成20年6月、パロマ工業に対して、消安法に基づく危害防止命令を発動して再点検を命令。

(3) TDK製加湿器による火災事故

平成10年から平成11年に製造されたTDK(株)製の加湿器による発煙・発火事故が発生し、同社は平成11年からリコールを実施。発煙・発火による非重大製品事故が46件発生していたが、平成25年2月に火災事故が発生して5名が死亡。

- ・平成25年3月、TDK(株)に対し、消安法に基づく危害防止命令を発出。



参考-3. 重大製品事故の受付件数（平成26年度）

○ 平成26年度における重大製品事故の受付件数は、合計892件。火災事故が689件と全体の約8割を占め、死亡事故は33件。

平成26年度 重大製品事故の受付件数

	死亡	(うち火災による死亡)	重傷	(うち火災による重傷)	火災	CO中毒	後遺障害	計
ガス機器	4	(3)	5	(1)	112	3	0	124
石油機器	9	(9)	2	(2)	70	1	0	82
電気製品	8	(8)	16	(1)	501	1	0	526
その他	12	(0)	142	(0)	6	0	0	160
合計	33	(20)	165	(4)	689	5	0	892

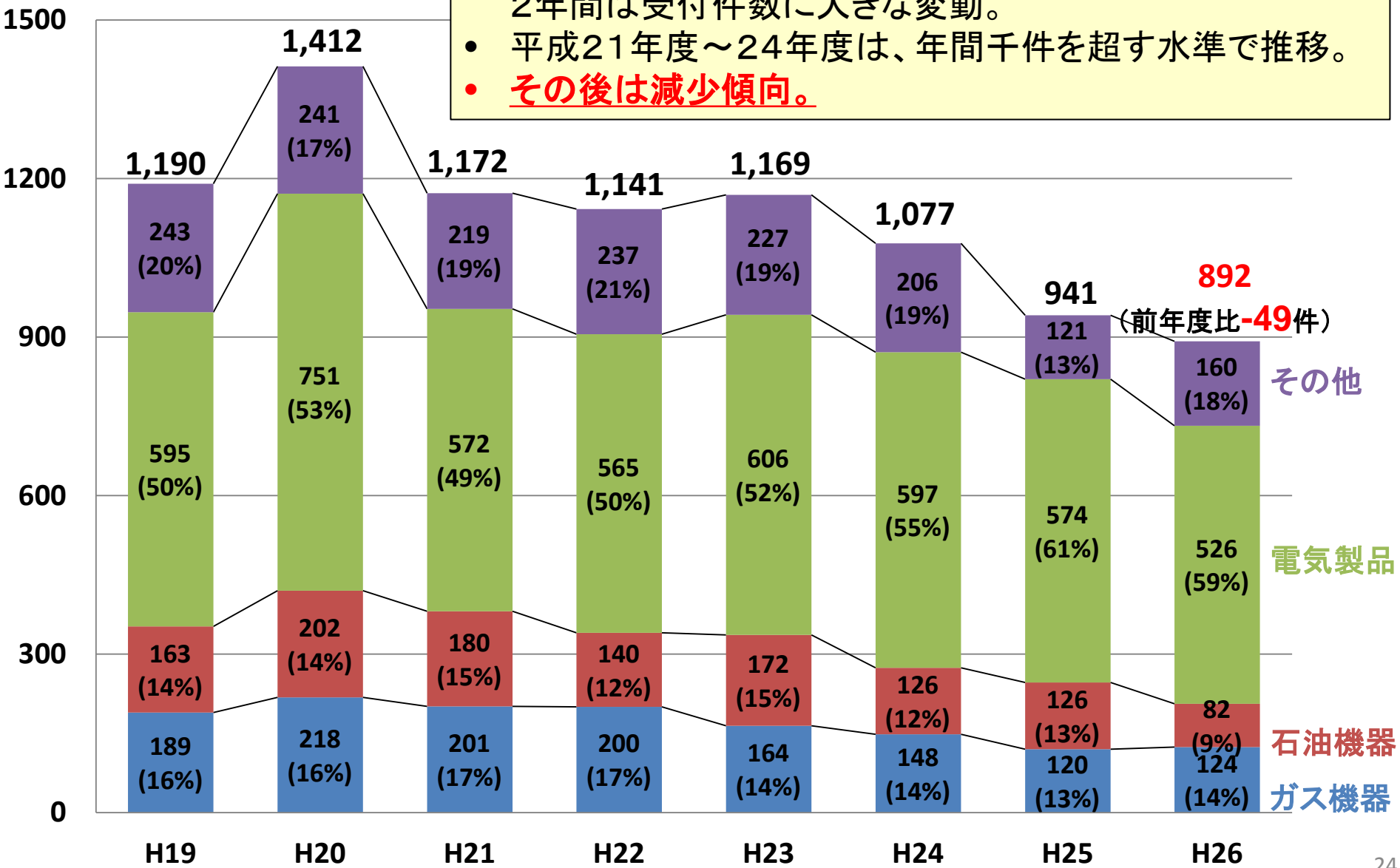
注：被害件数の合計を受付件数の合計数に一致させている。このため、

- ・「火災」の件数からは、「火災」かつ「死亡」(20件)、「火災」かつ「重傷」(4件)の数字を差し引いている。火災事故報告された受付件数では713件。
- ・「一酸化炭素中毒」の件数からは、「一酸化炭素中毒」かつ「死亡」、「一酸化炭素中毒」かつ「重傷」の数字を差し引いている。
- ・「死亡」かつ「重傷」の事故は、「死亡」のみを計上している。

参考-4. 重大製品事故の受付件数の推移

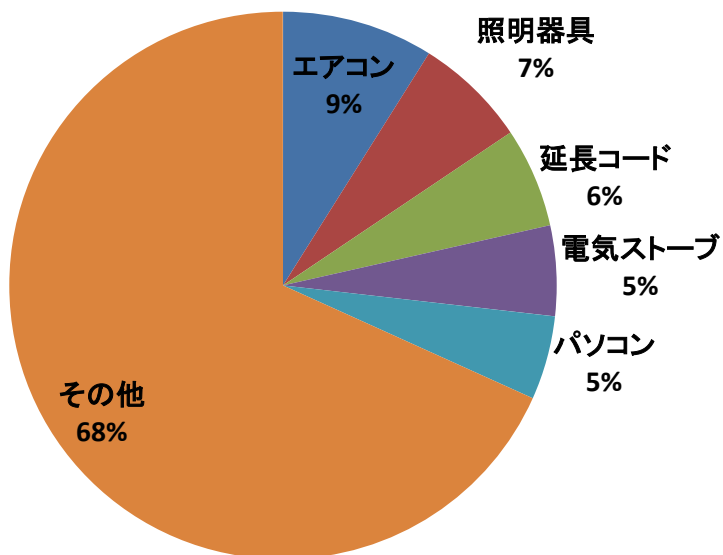
受付件数(件)

- 平成19年5月の重大製品事故報告・公表制度の創設から2年間は受付件数に大きな変動。
- 平成21年度～24年度は、年間千件を越す水準で推移。
- その後は減少傾向。



重大製品事故の製品別の受付件数(電気製品)

電気製品
(526件)



平成26年度の受付状況

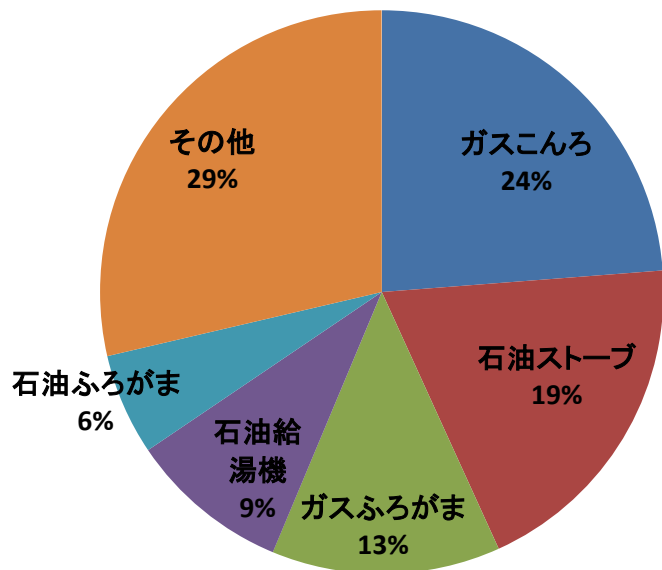
	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数
1	エアコン	82	エアコン	61	エアコン	61	エアコン	63	エアコン	47
2	電気ストーブ	43	電気ストーブ	52	電気ストーブ	45	電気ストーブ	45	照明器具	35
3	電子レンジ	35	照明器具	43	電気冷蔵庫	30	電子レンジ	37	延長コード	31
4	電気冷蔵庫	31	電気冷蔵庫	33	電子レンジ	28	電気冷蔵庫	34	電気ストーブ	28
5	照明器具	23	電子レンジ	25	電気洗濯機	23	扇風機	28	パソコン	26
5										

平成22年度～26年度の推移

電気製品では、平成19年度以降、「エアコン」の受付件数が最も多く、次に「電気ストーブ」が続いていたが、平成26年度は「照明器具」の受付件数が2位となり、「延長コード」、「パソコン」が上位品目となった。

重大製品事故の製品別の受付件数(燃焼器具)

燃焼器具 (206件)



平成26年度の受付状況

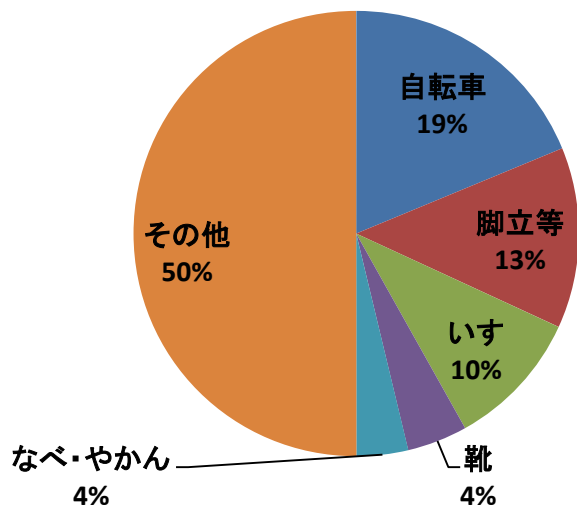
	22年度		23年度		24年度		25年度		22年度	
	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目	件数	品目名	件数
1	ガスこんろ	98	ガスこんろ	70	石油ストーブ	57	ガスこんろ	54	ガスこんろ	49
2	石油給湯機	48	石油ストーブ	69	ガスこんろ	52	石油ストーブ	45	石油ストーブ	40
3	石油ストーブ	48	石油給湯機	45	石油給湯機	36	石油給湯機	43	ガスふろがま	27
4	ガス湯沸器	31	石油ふろがま	26	ガスふろがま	30	ガスふろがま	23	石油給湯機	19
5	ガスふろがま	23	石油ファンヒーター	25	石油ファンヒーター	19	石油ふろがま	16	石油ふろがま	12
5										

平成22年度～26年度の推移

燃焼器具では、平成24年度以外は、「ガスこんろ」の受付件数が最も多い。また、「石油ストーブ」がそれに次ぐ受付件数となるケースが多い。他に、「石油ふろがま」、「石油給湯機」、「ガスふろがま」、「石油ファンヒーター」が上位となる傾向が続いている。

重大製品事故の製品別の受付件数(その他)

その他
(160件)



	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数
1	自転車	32	自転車	32	自転車	24	自転車	22	自転車	30
2	脚立等	19	脚立等	22	脚立等	22	脚立等	20	脚立等	21
3	いす	16	靴	13	靴	18	いす	11	いす	16
4	靴	14	いす	13	いす	17	靴	10	靴	7
5	自転車用幼児座席	13	介護ベッド用手すり	11	電動車いす	14	湯たんぼ	8	なべ・やかん	6
5					湯たんぼ	14				

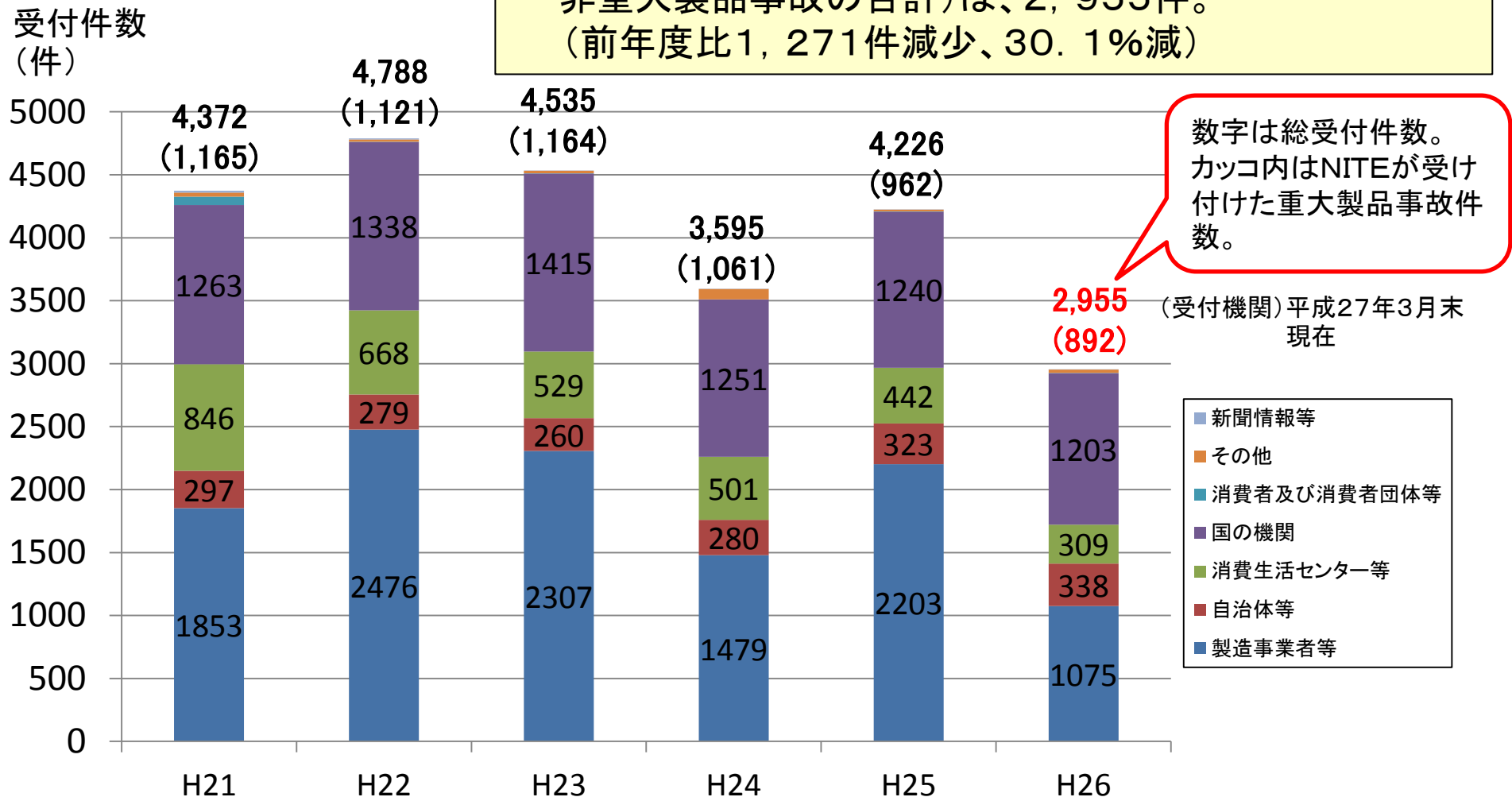
平成26年度の受付状況

平成22年度～26年度の推移

その他の製品では、平成19年度以降、自転車の受付件数が最も多く、平成22年度以降、脚立が次に多い。平成22年度以降、「自転車」「脚立等」「いす」「靴」が上位4品目となっている。

参考-5. 非重大製品事故を含めた受付件数の推移

- 平成26年度にNITEが収集した製品事故情報(重大及び非重大製品事故の合計)は、2,955件。
(前年度比1,271件減少、30.1%減)



注)「製造事業者等」とは、製造、輸入、販売、公益事業者、業界団体をいう。「自治体等」には、消防、警察を含む。「国の機関」のうち、「その他」とは、ガス事業法等に基づき、国に報告されたもの等を含む。「その他」とは、病院や施設等からの通知をいう。